

平成 31 年 4 月 18 日
内閣サイバーセキュリティセンター

「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第 5 版）等の改定（案）」について

1. これまでの取組

第 17 回重要インフラ専門調査会において、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」（以後、指針と言う）の改定の検討について了承を得た。また、改定内容の方向性として、「災害や障害の発生しにくい設備基準」及び「データ管理の在り方」を追加するとともに、所要の修正を行うこととされた。

2. 改定（案）

（1）災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理

＜追加箇所＞

指針 P13（才）物理的及び環境的セキュリティに以下を追加する。
(「●セキュリティ確保が求められる領域」の項の次に追加)

＜追加文案＞

●災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理

重要インフラサービスの提供に係る情報システム、データセンター等の設備については、各種災害による障害が発生しにくい適切な場所を設置の際に検討するとともに、災害が発生した場合であっても被害を低減できるような防止対策を事前に検討・実施する等、適切な設備の設置及び管理を行う仕組みを構築する。

（2）データ管理

＜追加箇所＞

指針 P12（イ）資産の管理に以下を追加する。
(「●情報分類と取扱い」の項の次に追加)

＜追加文案＞

●データ管理

システムのリスク評価に応じてデータの適切な保護や保管場所の考慮をはじめとした望ましいデータ管理を行う。

また、事業環境の変化を捉え、インターネットを介したサービス（クラウドサービス等）を活用するなど新しい技術を利用する際には、国内外の法令や評価制度等の存在について留意する。

リスクアセスメント手引書（平成 30 年 4 月 4 日策定）（追加）

また、「データ管理」の追加に伴い、「重要インフラにおける機能保証の考え方に基づくリスクアセスメント手引書」の別紙に、具体的な事象（脅威）の例（別紙 2）、リスク源の例（別紙 4）を追加する。

① 別紙2 結果を生じ得る事象(脅威)の例

結果を生じ得る事象(脅威)	具体例
法令・政策の不認識	海外サーバにおいてデータ保管・処理等を行う場合において、認識していない当該地域の法令等による権限が行使される。

② 別紙4 リスク源の例

リスク源の例	該当する「結果を生じ得る事象(脅威)」の例
海外サーバにおけるデータ保管・処理有	法令・政策の不認識

(3) その他

他の改定作業として、①空港分野の追加に伴い、空港に係る【別紙1】対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例、【別紙2】重要インフラサービスの説明と重要インフラサービス障害の例を行動計画上の文言に即して追加。②政府統一基準等の参考文献の改定に伴い、主に【別紙4】対策項目の具体例等の参照先について修正する。
＜該当箇所＞

- ①別紙1、別紙2及び 定義・用語集
- ②別紙4及び 参考文献
- ③その他

＜修正内容＞

- ①空港分野の追加に伴う、重要インフラ事業者の追加等の各種修正
- ②政府統一基準等の改定に伴う、参考資料の記載等の各種修正
- ③その他、関連法令の改定に伴う条ずれ等の軽微な修正

3. 今後の予定

- ・4月18日 重要インフラ専門調査会
- ・4月19日 パブリックコメント開始 (HP公開)
- ・5月13日 パブリックコメント終了
- ・次回サイバーセキュリティ戦略本部 決定 (予定)

以後、毎年度実施している安全基準等の継続的改善状況で調査し、重要インフラ専門調査会に報告する。